

## 沼田市建設工事低入札価格調査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、沼田市が発注する建設工事に係る競争入札において、入札価格によつては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に調査を実施した上で落札者を決定する、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に基づく低入札価格調査制度を適用する場合の事務処理に関する必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の適用対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、総合評価落札方式を適用する工事又は市長が特に必要と認める工事とする。

### (調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を実施する基準となる価格を調査基準価格とし、当該価格を下回る価格で入札が行われたときは、低入札価格調査を実施するものとする。

2 調査基準価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（以下「調査基準価格基礎額」という。）に、0.995から、1.005の範囲内で無作為に決定した乱数を乗じた額とする。

ただし、当該合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前各項により算出して得た調査基準価格基礎額に10,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、特別なもので市長が必要と認めたときは、市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができます。

### (失格基準価格)

第4条 調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合において、市長が必要と認めたときは、低入札価格調査を実施することなしに失格とする基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を設けることとし、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

2 失格基準価格は、調査基準価格から予定価格に5パーセントを乗じて得た額を差し引

いた額とする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札に当たっては、入札参加者に対し、次の事項について周知する。

- (1) 低入札価格調査基準及び失格基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。
- (5) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、失格になること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上で入札が行われたときは、入札執行者は、落札者の決定を保留する。この場合において、入札執行者は、低入札価格調査により落札者が後日決定する旨を入札者全員に通知して入札を終了する。

(調査の実施)

第7条 財政課長は、前条の規定により落札者の決定を保留したときは、失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者のうち最低の価格で入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）に対して、次に掲げる書類を提出させ、事情聴取を行うとともに、その者の経営状況等について調査をするものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由を記載した入札価格説明書（別記様式第1号）
- (2) 手持工事状況一覧表（別記様式第2号）
- (3) 手持機械等使用予定一覧表（別記様式第3号）
- (4) 資材等の調達方法予定一覧表（別記様式第4号）
- (5) 予定施工体制調書（別記様式第5号）
- (6) 予定下請負に関する使用資材及び労務費等調査一覧表（別記様式第6号）
- (7) その他必要な事項（経営状況等）

2 財政課長は、最低価格入札者のほかに調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合で、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、最低価格入札者と併せて、当該調査基準価格を下回る価格で入札を行った者について調査することができる。

3 財政課長は、第1項各号に規定する書類の提出があったときは、当該書類の写しを当該工事担当課長に送付し、当該契約の内容に適合した施工がされないおそれがあるかどうかについての所見を聴取の上、低入札価格調査票（別記様式第7号）を作成するものとする。

(低入札価格調査委員会への付議)

第8条 財政課長は、前条の規定により調査を実施したときは、最低入札価格によって当該契約内容に適合した施工がなされないおそれがあるかどうかについて、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）に付議し、その審査を受けなければならない。

(落札者の決定)

第9条 財政課長は、前条の規定により調査委員会の審査を受けたときは、その結果に従い、最低入札価格によって当該契約の内容に適合した施工がされると認められるときは、最低価格入札者を落札者として決定し、施工がなされないおそれがあると認められるときは、落札者としないもとする。

2 財政課長は、前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合において、最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であり、予定価格の制限の範囲内であったときは、次順位価格の入札者を落札者として決定するものとする。

第9条の2 第7条から前条までの規定は、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときについて準用する。

(落札の通知)

第10条 財政課長は、前2条の規定により落札者を決定したときは、落札者に落札決定通知書（別記様式第8号）により、落札者以外の入札者に入札結果通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

(調査委員会の設置)

第11条 第8条の規定により審査を行うため、調査委員会を置く。

2 調査委員会の組織、会議及び庶務は、沼田市請負業者選定委員会規程（昭和57年訓令甲第1号）の規定を準用する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月2日から施行し、同日以降に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月18日から施行し、同日以降に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に市が発注する建設工事から適用

する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に市が発注する建設工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に市が発注する建設工事から適用する。

様式第1号（第7条関係）

当該価格により入札した理由を記載した入札価格説明書

年 月 日

沼田市長 様

入札者 所在地

商号又は名称

代表者の氏名

工事名	
入札価格	円

注1 入札価格内訳書の内容に沿って、できる限り数量、金額等の具体的数値により説明すること。

2 入札価格は、消費税及び地方消費税の額を除く金額を記載する。

様式第2号（第7条関係）

手持工事状況一覧表

入札者

発注者	元請 下請 区分	工事名	工事場所 市町村名	契約 金額 (千円)	監理技術者名等 監・主 専・非	着工年月 完成予定年月
					監・主 専・非	年 月 年 月
					監・主 専・非	年 月 年 月
					監・主 専・非	年 月 年 月
					監・主 専・非	年 月 年 月
					監・主 専・非	年 月 年 月
					監・主 専・非	年 月 年 月
					監・主 専・非	年 月 年 月
					監・主 専・非	年 月 年 月
					監・主 専・非	年 月 年 月

- 注1 元請契約営業所管内における未完工事の全てについて記入すること。
- 2 工事箇所は、市町村名を記入すること。
- 3 監理技術者名等の欄の「監・主」は、監理技術者・主任技術者を意味するので、該当するものを○で囲むこと。
- 4 監理技術者名等の欄の「専・非」は、専任・非専任を意味するので、該当するものを○で囲むこと。

## 様式第3号（第7条関係）

## 手持機械等使用予定一覧表

## 入札者

機械名	規格・性能等	台数等	調達方法
			自社所有・リース・その他( ) (予定金額 )

注1 この表は、当該工事で使用予定の「手持車両、車両系建設機材、電気工具」等を記載すること。

- 2 予定金額は、手持機械の場合は時価等で計算した額を記載し、リースは、見積もった予定金額を記載すること。
- 3 同一の機械であっても調達方法が違う場合は、別に記載すること。

様式第4号（第7条関係）

資材等の調達方法予定一覧表

入札者

品名	メーカー・規格	数量	調達方法
			手持資材・新規購入・その他( ) (予定金額 )

注1 この表は、当該工事で使用予定の資材を記載すること。

- 2 予定金額は、購入その他の方法により見積もった額を記載し、手持資材は、時価等で計算した額を記載すること。
- 3 同一の資材であっても調達方法が違う場合は、別に記載すること。

様式第5号（第7条関係）

### 予定施工体制調書

会社名			
工事名			
工事場所			
工期	年 月 日から	年 月 日まで	
予定現場代理人			
予定主任（監理）			
技術者			
資格内容等	資格：		
	監理・主任	専任・非専任	
予定専門技術者			
資格内容			
担当工事内容			
予定専門技術者			
資格内容			
担当工事内容			
統括安全衛生責任者等			
元方安全衛生管理者			
配置予定作業員数			

#### ○予定下請負に関する事項（一次下請）

1 全てを当社が施工し、他の建設業を當む者に請け負わせる（労務提供契約等を含む。）  
ことは一切しない予定です。

2 下記のとおり下請負を発注する予定です。（税抜き金額を記載）

（一次下請）

担当工事概要	
予定期工	月 日～ 月 日
配置予定作業員数	
下請契約予定額	

（一次下請）

担当工事概要	
予定期工	月 日～ 月 日
配置予定作業員数	
下請契約予定額	

続紙

(一次下請)

担当工事概要	
予定期工	月 日～ 月 日
配置予定期工	
下請契約予定期工	

(一次下請)

担当工事概要	
予定期工	月 日～ 月 日
配置予定期工	
下請契約予定期工	

(一次下請)

担当工事概要	
予定期工	月 日～ 月 日
配置予定期工	
下請契約予定期工	

(一次下請)

担当工事概要	
予定期工	月 日～ 月 日
配置予定期工	
下請契約予定期工	

(一次下請)

担当工事概要	
予定期工	月 日～ 月 日
配置予定期工	
下請契約予定期工	

(一次下請)

担当工事概要	
予定期工	月 日～ 月 日
配置予定期工	
下請契約予定期工	

(一次下請)

担当工事概要	
予定期工	月 日～ 月 日
配置予定期工	
下請契約予定期工	

(一次下請)

担当工事概要	
予定期工	月 日～ 月 日
配置予定期工	
下請契約予定期工	

様式第6号（第7条関係）

予定下請負に関する使用資材及び労務費等調査一覧表

入札者

番号	担当工事概要	下請契約予定額(税抜)	配置予定 作業員延 べ人数 (1日最大)	備考
		(内 資材費)		
1		円 (資材費 円) (労務費 円) (諸経費 円)	人 (1日最大) 人	うち法定福利費 円 労務単価 円/人
2		円 (資材費 円) (労務費 円) (諸経費 円)	人 (1日最大) 人	うち法定福利費 円 労務単価 円/人
3		円 (資材費 円) (労務費 円) (諸経費 円)	人 (1日最大) 人	うち法定福利費 円 労務単価 円/人
4		円 (資材費 円) (労務費 円) (諸経費 円)	人 (1日最大) 人	うち法定福利費 円 労務単価 円/人
5		円 (資材費 円) (労務費 円) (諸経費 円)	人 (1日最大) 人	うち法定福利費 円 労務単価 円/人

注1 下請契約予定額と資材費+労務費+諸経費は、同額となること。

1 使用予定機械がある場合は、資材費に含めること。

様式第7号（第7条関係）

## 低入札価格調査票

対象者 \_\_\_\_\_

工事名		設計金額	円
工事場所		調査基準価格	円
工 期	年 月 日～ 年 月 日	入札価格	円
工事概要		設計比率	%

(金額の全て消費税及び地方消費税を除く。)

調査項目	工事担当課等所見
1 入札価格説明及び入札価格内訳	
2 手持工事の状況	
3 使用機械等調達状況	
4 使用資材等調達状況	
5 予定施工体制	
6 その他 (経営状況等)	

様式第8号（第10条関係）

沼 第 号  
年 月 日

様

沼田市長 印

## 落札決定通知書

年 月 日に開札した下記の競争入札について、貴社(殿)を落札者とすることに決定しましたの通知します。

記

1 入札名

2 契約金額 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

3 契約予定年月日 年 月 日

担当 総務部財政課契約係  
TEL 0278-23-2111  
FAX 0278-24-5179

様式第9号（第10条関係）

沼 第 号  
年 月 日

様

沼田市長 印

## 入札結果通知書

年 月 日に開札した下記の競争入札について、下記のとおり落札者を決定しましたので通知します。

記

1 入札名

2 落札者名

3 契約金額 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 契約予定期日 年 月 日

担当 総務部財政課契約係  
TEL 0278-23-2111  
FAX 0278-24-5179